

令和3年度（第48回）
芦屋市自治会連合会総会
議 案 書

■日 時 令和3年7月31日（土）

芦屋市自治会連合会

芦屋市民憲章

わたくしたち芦屋市民は、国際文化住宅都市の市民である誇りを持って、わたくしたちの芦屋をより美しく明るく豊かにするために、市民の守るべき規範として、ここに憲章を定めます。

この憲章は、わたくしたち市民のひとりひとりが、その本分を守り、他人に迷惑をかけないという自覚に立って互いに反省し、各自が行動を規律しようとするものであります。

- 1 わたくしたち芦屋市民は、文化の高い教養豊かなまちをきずきましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、自然の風物を愛し、まちを緑と花でつつみましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、青少年の夢と希望をすこやかにそだてましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、健康で明るく幸福なまちをつくりましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、災害や公害のない清潔で安全なまちにしましょう。

令和 3 年度 芦屋市自治会連合会総会

1 令和 3 年度 町内自治組織功労者の表彰

2 議事

第 1 号議案 令和 2 年度 事業報告について

第 2 号議案 令和 2 年度 会計報告について

第 3 号議案 令和 2 年度 会計監査報告について

第 4 号議案 令和 3 年度 基本方針(案)及び事業計画(案)について

第 5 号議案 令和 3 年度 予算(案)について

第 6 号議案 芦屋市自治会連合会規約（案）について
第 3 条第 2 項改正
第 7 条第 2 号，第 3 号改正

令和3年度 町内自治組織功労者の表彰

＜順不同・敬称略＞

1 町内自治組織功労者 市長感謝状 受賞者

よしおか よし み
吉岡 喜美 〈宮川町自治会〉

2 芦屋市自治会連合会 会長感謝状 受賞者

ふじかわ たけし
藤川 猛 〈東芦屋町自治会〉 ※副会長，会計として活躍

しもの きみこ
下野 公子 〈松ノ内町会〉 ※副会長として活躍

しみず あきこ
清水 章子 〈岩園町自治会〉 ※民生児童委員として活躍

せ と えいいち
瀬戸 栄一 〈岩園町自治会〉 ※自主防災会・自主防犯会副班長として活躍

おがわ り え こ
小川 利恵子 〈若宮町自治会〉 ※副会長として活躍

ゆくはら よう こ
行原 陽子 〈南宮町自治会〉 ※会計として活躍

3 兵庫県自治賞 受賞候補者

ひぐち まさのり
樋口 勝紀 〈西山町自治会〉

あまい ゆういち
天井 裕一 〈月若町内会〉

たかはし よういち
高橋 洋一 〈業平町自治会〉

すずき よしひこ
鈴木 義彦 〈南宮町自治会〉

こんどう ひろゆき
近藤 博幸 〈高浜町八街区自治会〉

<第 1 号議案>

令和2年度 芦屋市自治会連合会 事業報告

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

1. 会議の開催

【芦屋市自治会連合会の会議】

(1) 役員会

第1回 6月9日(火)

第2回 8月18日(火)

第3回 11月17日(火)

※内容は芦屋市自治会連合会ホームページをご覧ください。

(2) 理事会

第1回 6月11日(木)

① 令和2年度芦屋市自治会連合会総会議案書について

② その他について

③ 総会開催について

第2回 8月21日(金)

～8月31日(月)

《書面開催》 新型コロナウイルス感染拡大防止のため

① 令和2年度芦屋市自治会連合会総会 書面表決結果について

② 令和2年度まちづくり懇談会について

第3回 12月11日(金)

～12月18日(金)

《書面開催》 新型コロナウイルス感染拡大防止のため

① 令和2年度まちづくり懇談会再質問について

(3) 分科会

実績なし

(4) その他

■6月9日(火)

顕彰委員会

内 容：(1) 芦屋市長感謝状 候補者選考

(2) 芦屋市自治会連合会会長感謝状 候補者選考

(3) 兵庫県自治賞 候補者選考

■5月29日(金)

会計監査

内 容：令和元年度会計(収入・支出)の監査

■6月17日(水)

総 会 《書面決議》 新型コロナウイルス感染拡大防止のため

～7月31日(金)

内 容：(1) 令和元年度事業報告について

(2) 令和元年度会計報告について

(3) 令和元年度会計監査報告について

(4) 令和2年度役員(案)について

(5) 令和2年度基本方針(案)及び事業計画(案)について

(6) 令和2年度会計予算(案)について

■11月25日(水)

まちづくり懇談会(再質問含む)

～3月9日(火)

《書面開催》 新型コロナウイルス感染拡大防止のため

※内容は芦屋市自治会連合会ホームページをご覧ください。

2. 令和2年度 芦屋市自治会連合会 協賛事業報告
実績なし

3. 令和2年度事業計画に基づく事業報告

1. 開かれた民主的な組織運営

- (ア) 透明性、公正かつ民主的運営。会員に参加，発言の場を設定。
- (イ) 幹事役員を公募，役員会へ参加。
- (ウ) ホームページへ議事録，附属機関委員等を公開，意見受け付け。
- (エ) ブロック会再編案を作成。
- (オ) ブロック会，理事会から自治連提言，行政へ…

2. 自治会活動の助成

- (ア) 自治会育成事業補助
- (イ) 分科会，ブロック会等活動補助

3. 行政と議会と懇談

- (ア) 行政とまちづくり懇談会を重点テーマに絞って実施
- (イ) 議会との懇談（協議中）

4. 芦屋市の他団体との交流と連携検討

- (ア) 芦屋市，学校園，芦屋警察署，芦屋市社会福祉協議会，兵庫県阪神南県民センター，医師会，リードあしやと自治連 HP をリンク

5. 地域貢献者の表彰

- (ア) 自治連会長感謝状の贈呈

6. 行政の事業等と連携

- (ア) 附属機関等委嘱委員の推薦
- (イ) 各種運動に協力，参加

番号	組 織 名		附 属 機 関 名	委嘱者	委 員 任 期	
	部	課			開 始	終 了
芦屋市附属機関						
1	企画部	政策推進課	芦屋市総合計画審議会	助野 光男	令和元年10月1日	審議会終了まで
2		市民参画課	芦屋市市民参画協働推進会議	廣瀬 雅宣	令和元年7月1日	令和3年6月30日
3	総務部	人 事 課	芦屋市長等倫理審査会	高橋 洋一	令和2年6月1日	令和4年5月31日
4		人権・男女共生課	芦屋市男女共同参画推進審議会	法兼 茂子	平成31年4月1日	令和3年3月31日
5	市民生活部	環 境 課	芦屋市霊園使用者選考委員会	天井 裕一	令和2年7月1日	令和4年6月30日
6		環境施設課	芦屋市廃棄物減量等推進審議会	山口 能成 秋山 清	令和2年8月1日	令和4年7月31日
7	福祉部	地域福祉課	芦屋市地域福祉推進協議会	吉野 哲夫	令和2年4月1日	令和4年3月31日
8		地域福祉課	芦屋市社会福祉審議会	納谷 周吾	令和2年4月1日	令和4年3月31日
9		高齢介護課	芦屋すこやか長寿プラン21評価委員会	三宅 勝	令和元年8月1日	令和4年7月31日
10	都市建設部	道路・公園課	芦屋市無電柱化推進計画策定委員会	香川 清和	平成29年11月10日	計画策定まで
11		都市計画課	芦屋市緑の基本計画改定委員会	樋口 勝紀 平井 守	令和2年3月16日	令和3年3月31日
12		防災安全課	芦屋市国民保護協議会	助野 光男	令和2年4月1日	令和4年3月31日
13			芦屋市国民保護協議会幹事会	高橋 洋一	令和2年4月1日	令和4年3月31日
14	住 宅 課	芦屋市市営住宅入居者選考委員会	高橋 正樹	令和2年10月1日	令和3年9月30日	
15		生涯学習課	芦屋市放課後子どもプラン運営委員会	友廣 剛	令和2年4月1日	令和3年3月31日
16	社会教育部	青少年愛護センター	芦屋市青少年問題協議会	竹内 安幸	令和元年9月1日	令和3年8月31日
17						
芦屋市からの推薦依頼（附属機関以外）						
1	市民生活部	環 境 課	芦屋市市民マナー条例推進連絡会	樋口 勝紀	会の開始日	会の終了日
2	都市建設部	建設総務課	芦屋市生活安全推進連絡会	助野 光男	令和2年4月1日	令和3年3月31日
3	学校教育部	学校教育課	芦屋市トライやるウィーク推進協議会	高橋 洋一	令和2年4月1日	令和4年3月31日
芦屋市以外からの推薦依頼						
1	社会福祉協議会	-	芦屋市社会福祉協議会	塩路 伸世	令和元年6月24日	令和3年6月18日
2	社会福祉協議会	-	芦屋市社会福祉協議会	藤井 順子	平成29年4月1日	令和3年6月18日
3	阪神南県民センター	-	こころ豊かな美しい阪神南推進会議	高橋 洋一	令和2年9月2日	令和3年9月1日
4	兵庫県芦屋健康福祉事務所	-	薬物乱用防止指導員協議会	樋口 勝紀	平成31年4月1日	令和3年3月31日

<第 2 号議案>

令和 2 年度 会計報告

(令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 3 1 日)

[収入の部]

(単位 円)

費 目	予算額	決算額	摘 要
会 費	243,000	243,000	@3,000 円×81 組織
運営補助金	395,000	395,000	芦屋市補助金 (自治会連合会運営補助)
県 補 助 金	0	0	
雑 収 入	200	11	預金利息
繰 入 金	0	0	
繰 越 金	560,696	560,696	前年度繰越金
合 計	1,198,896	1,198,707	

[支出の部]

(単位 円)

費 目	予算額	決算額	摘 要
総 会 費	120,000	47,850	議案書印刷
会 議 費	160,000	23,020	役員会, 理事会, ブロック会助成金
分科会運営費	30,000	0	
顕 彰 費	30,000	20,390	会長感謝状額縁, 会長感謝状記念品
研 修 活 動 費	20,000	0	
広 報 費	120,000	42,336	自治連ホームページドメイン及び レンタルサーバー更新代
消 耗 品 費	20,000	25,278	インクカートリッジ, 封筒
印 刷 費	5,000	0	
事 務 費	5,000	1,430	振込手数料
通 信 費	120,000	111,606	郵便料
分 担 金	30,000	0	
積 立 金	0	0	自治連事業積立特別会計へ積立
予 備 費	538,896	0	
合 計	1,198,896	271,910	

【次年度繰越額】収入決算額－支出決算額 1,198,707 円－271,910 円＝ 926,797 円

令和2年度 自治会育成事業 特別会計報告

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

[収入の部]

(単位 円)

費 目	令和2年度 予算額	令和2年度 決算額	摘 要
交 付 金	340,000	56,000	自治会育成事業補助 @4,000 円×2 回×4 団体 @4,000 円×1 回×6 団体
合 計	340,000	56,000	

[支出の部]

(単位 円)

費 目	令和2年度 予算額	令和2年度 決算額	摘 要
交 付 金	340,000	56,000	自治会育成事業補助 @4,000 円×2 回×4 団体 @4,000 円×1 回×6 団体
合 計	340,000	56,000	

令和２年度 自治連事業積立 特別会計報告

(令和２年４月１日～令和３年３月３１日)

[収入の部]

(単位 円)

費 目	令和２年度 予算額	令和２年度 決算額	摘 要
繰 入 金	1,488,790	1,488,790	
積 立 金	0	0	
利 息	50	57	預金利息
繰 越 金	0	0	
合 計	1,488,840	1,488,847	

[支出の部]

(単位 円)

費 目	令和２年度 予算額	令和２年度 決算額	摘 要
繰 出 金	0	0	
繰 越 金	1,488,840	1,488,847	次年度へ繰り越し
合 計	1,488,840	1,488,847	

<第 3 号議案>

令和2年度 会計監査報告

令和2年度芦屋市自治会連合会の一般会計及び特別会計の収支につき、会計帳簿及び関係書類を精査した結果、いずれも適正に処理されていることを認めます。

令和3年5月26日

監査

秋山 清

監査

竹内 幸子

令和3年度 基本方針（案）

市民が主役のまちづくりを行政と協働して推進します。

市民憲章を実践する組織の自治会組織連合体として、芦屋市自治会連合会（以下、自治連）は、「市民の連帯意識の育成」「各地区の環境整備及び改善」「福祉の増進及び各組織相互の連絡並びに振興を図る」ことを事業目標に、行政と協力して、住みよいまちづくりを推進します。

住みよいまちづくりは、市民一人ひとりの自覚と連帯を基に、行政との対話に基づく相互信頼関係があって実現します。

自治連は自治会、ブロック会の活動、連携、連帯を支援する一方、全市的なまちづくり課題について、主役である市民意見が集まるプラットフォーム、集積する場としての役割を担います。

自治連は、安全で安心な日々の生活のために自助、共助を担う市民が日々の生活を通し感受する課題に関し、市民生活に決定的な影響を与える重要な行政の政策、計画について、市民の意見を適宜適切に行政に提言します。

市民による市民のための行政を目指し、自治会、ブロック会活動を通し、更に自治連ホームページ他、ファックス、投書等で自治連に寄せられる意見から、関心が高いテーマに関し分科会で協議し、必要に応じ行政に提起します。

自治連は、次世代に誇れる個性輝く芦屋のまちづくりを、会員と一体に行政と協働して推進します。

令和 3 年度 事業計画（案）

1 組織の活性化

- (1) ブロック会を再編
- (2) 会員から広く意見を求め、参画、協働
- (3) 自治連ホームページで情報公開を徹底

2 自治会活動の支援

- (1) 自治会育成事業補助の充実、拡大方向で検討

3 まちづくり懇談会

- (1) 市民と行政が協調しまちづくりを進める機会に進化
- (2) 市長、議会と意見交換、懇談会を企画

4 附属機関等委員会委員を公募

- (1) 市の政策企画推進に広く自治連会員から適任者を推薦

5 心ふれあうまちづくり

- (1) 子育て世代支援、青少年の健全育成に協力
- (2) 高齢者対策の推進に協力
- (3) 地域福祉の育成に協力
- (4) 芦屋さくらまつり、あしや秋まつり協賛

6 安全なまちづくり

- (1) 交通安全運動に協賛
- (2) 防犯、防災会議、行事に協働

7 他団体と連携

- (1) 兵庫県阪神南県民センターと連携
- (2) 生活安全推進連絡会に参画

8 地域貢献者の表彰

- (1) 優秀活動自治会表彰設置に向け検討
- (2) 自治会連合会感謝状の贈呈
- (3) 自治賞（知事名）の推薦

<第 5 号議案>

令和3年度 予算（案）

（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

[収入の部]

（単位 円）

費 目	令和3年度	令和2年度	摘 要
	予算額	決算額	
会 費	243,000	243,000	@3,000 円×81 組織
運営補助金	395,000	395,000	芦屋市補助金 (自治会連合会運営補助)
雑 収 入	200	11	預金利息等
繰 入 金	0	0	
繰 越 金	926,797	560,696	
合 計	1,564,997	1,198,707	

[支出の部]

(単位 円)

費 目	令和 3 年度	令和 2 年度	摘 要
	予算額	決算額	
総 会 費	120,000	47,850	議案書印刷等
会 議 費	160,000	23,020	理事会, 役員会, ブロック会 まちづくり懇談会等
分科会運営費	30,000	0	分科会印刷代
顕 彰 費	30,000	20,390	会長感謝状, 記念品等
研修活動費	20,000	0	
広 報 費	120,000	42,336	ホームページ維持管理費等
消耗品費	30,000	25,278	事務用品等
印 刷 費	5,000	0	会議資料等
事 務 費	5,000	1,430	振込手数料等
通 信 費	120,000	111,606	自治連会員への郵便料等
分 担 金	30,000	0	芦屋さくらまつり, あしや秋まつり協賛金
積 立 金	0	0	
予 備 費	894,997	0	
合 計	1,564,997	271,910	

令和 3 年度 自治会育成事業 特別会計 予算（案）

（令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 3 1 日）

〔収入の部〕

（単位 円）

費 目	令和 3 年度 予算額	令和 2 年度 決算額	摘 要
交 付 金	340,000	56,000	自治会育成事業補助 @1 回 4,000 円
合 計	340,000	56,000	

〔支出の部〕

（単位 円）

費 目	令和 3 年度 予算額	令和 2 年度 決算額	摘 要
交 付 金	340,000	56,000	自治会育成事業補助 @1 回 4,000 円
合 計	340,000	56,000	

令和 3 年度 自治連事業積立 特別会計 予算（案）

（令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 3 1 日）

〔収入の部〕

（単位 円）

費 目	令和 3 年度 予算額	令和 2 年度 決算額	摘 要
繰 入 金	1,488,847	1,488,790	
積 立 金	0	0	
利 息	50	57	預金利息
繰 越 金	0	0	
合 計	1,488,897	1,488,847	

〔支出の部〕

（単位 円）

費 目	令和 3 年度 予算額	令和 2 年度 決算額	摘 要
繰 出 金	0	0	
繰 越 金	1,488,897	1,488,847	次年度へ繰り越し
合 計	1,488,897	1,488,847	

<第 6 号議案>

芦屋市自治会連合会規約（案）

（名称及び所在）

第1条 本会は市内に住居また事務所を有する者が結成する自治会，町内会，管理組合等で構成し，芦屋市自治会連合会（以下「自治連」という。）と称し，事務所を芦屋市業平町6番19号におく。

（組 織）

第2条 本会は，市内各地区の町内自治組織（以下「組織」という。）をもって構成する。

2 近隣の組織はブロック会を設け連携して活動を活性化する。

（町内自治組織）

第3条 この組織は近隣共助の精神に基づき，市民が日常生活上で繋がりを持つ一定の町内に居住，または事務所を有する者で構成される。

2 この組織は同一区域1組織とし、重複した複数の組織の届出は受理しない。

3 組織の会員は同時に自治連会員の資格を持つ。組織の会員をもって自治連会員とする。

（目 的）

第4条 本会は，市民の連帯意識の育成・各地区の環境整備及び改善・福祉の増進及び各組織相互の連絡並びに振興を図ることを目的とする。

2 会員の要請を受け，行政に陳情し市民によるまちづくりを担う。

（事 業）

第5条 本会は，前条の目的を達成するため，つぎの事業を行う。

（1）組織の育成と向上発展

（2）ブロック会及び専門委員会の行う事業及び事務の連絡調整

（3）市及び関係機関との連絡並びに意見の交換

（4）その他，目的達成に必要な事項

（5）会員の総意を行政と議会に届け3者が協働して安全・安心で明るく健康的なまちづくりを進める。

2 本会は特定の思想，信条，政党，宗教等に偏らない市民団体であり，行政，議会と協調，協働して芦屋のまちづくりを進める。

（役 員）

第6条 本会に，次の役員をおく。

会 長 1名， 副会長 3名以内， 理 事 ブロック会代表， 会 計 1名，
書 記 1名， 監 査 2名， 幹 事 若干名（会員公募）， 1日役員 随時

第7条 役員の選出方法及び任期は次のとおりとする。

（1）理事は，各ブロックから2名以内を選出し，総会において承認する。

（2）会長は理事の中から選出し，総会において承認を得る。

（3）会長の選出は，自薦他薦を問わず立候補者から理事会多数決により選出し，総会で承認を得る。立候補者は，理念方針書を添え立候補届を会長の改選を行う年の3月1日から3月31日までの期間に事務局に提出する。

会長は市が関係する他の団体会長との兼任は認めない。

（4）副会長・会計・書記は，会長が委嘱する。

（5）監査は，理事会の議を経て会長がこれを委嘱する。

（6）幹事若干名を公募により選出し理事会の議を経て承認を得る。

（7）会員は，一日役員届を事務局に提出し定例役員会に出席できる。

（8）役員の任期は2年（幹事は現役員の任期まで）とし，再任はさまたげない。理事に欠員が生じた場合は，ブロック会の推薦により適宜補充することができる。

ただし，欠員補充者の在任期間は，前任者の残任期間とする。

なお，任期満了後といえども，後任者が就任するまでその職務を行うものとする。

第8条 役員の任務は，次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を筆頭副会長が代行する。
- (3) 理事は、理事会を構成する。
- (4) 会計は、会の会計を行う。
- (5) 書記は、会議議事録を作成する。
- (6) 監査は、会の会計を監査する。
- (7) 幹事は本会運営に参画する。

(顧問)

第9条 本会は顧問をおくことができる。

- 2 顧問は、理事会の議を経て会長がこれを委嘱する。
- 3 顧問は、本会の会議に出席し、意見を述べることができる。

(会議)

第10条 本会の会議は、通常総会、臨時総会、理事会並びに定例役員会とし、会長が招集する。

第11条 通常総会は、年1回とする。ただし、会長が必要と認めたとき、又は、組織の3分の1以上の要請があったときは、臨時総会を招集することができる。

- 2 総会は、本会の最高機関であって、自治会連合会会員をもって構成する。
- 3 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 毎年度収支予算並びに決算に関すること
- (2) 会則の改正並びに役員の選出に関すること
- (3) 事業報告並びに事業計画に関すること
- (4) その他本会の運営に関し、重要な事項

4 総会の議長は、会長がこれにあたる。

5 総会の議案は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数の時は、議長が採決する。

第12条 理事会は、重要な会務の企画及び執行にあたり、会長が必要に応じて招集する。

ただし、理事の過半数の要請があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

- 2 理事会の議長は、会長がこれにあたり、議事は出席者の過半数で決する。可否同数のときは、会長が採決する。

第13条 定例役員会は、会長、副会長、書記、会計、監査、幹事及び1日役員で構成し、会長が必要に応じて召集する。

- 2 定例役員会は、自治連の運営等の企画及び執行に関して協議・調整する。

(専門委員会)

第14条 本会の目的達成のため特別な活動を行う必要があるときは、専門委員会、分科会を設けることができる。

- 2 専門委員会及び分科会の設置、廃止、構成員並びに運営については、その都度理事会の議を経て会長が決める。

- 3 行政等の依頼による委嘱委員の推薦は、公募による適任者選出とする。なお、原則として委員の兼任は認めない。ただし、指名依頼はこの限りではない。

(経理)

第15条 本会の経費は、会費、補助金及び寄付金をもってこれにあてる。

- 2 会費は、各組織（年額）3,000円とし、一般会計収入とし運営費に充当する。ただし、特別事業等を行う場合は、理事会の承認を得て臨時徴収を行うことができる。

- 3 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。

第16条 この規約に関し必要な細則は、理事会の議を経てこれを設ける。

付 則

この会則は、昭和48年 7月 9日から実施する。

昭和50年 7月 9日改正

昭和51年 7月 18日改正

昭和53年 5月 17日改正

昭和 5 4 年	7 月	9 日改正
昭和 5 7 年	6 月	4 日改正
昭和 6 2 年	5 月 2 5 日	改正
平成 2 年	6 月 1 1 日	改正
平成 5 年	6 月	7 日改正
平成 7 年 1 2 月	1 8 日	改正
平成 1 2 年	7 月	5 日改正
平成 1 4 年	7 月 1 2 日	改正
平成 1 5 年	7 月 1 8 日	改正
平成 1 6 年	7 月 1 2 日	改正
平成 2 3 年	6 月 2 7 日	改正
平成 2 7 年	6 月 2 7 日	改正
平成 3 0 年	6 月 2 5 日	改正
令和 元年	6 月 2 8 日	改正
令和 3 年	7 月 3 1 日	改正

芦屋市自治会連合会内規

(趣 旨)

第1条 この内規は、芦屋市自治会連合会規約各条項に定められた事項にもとづき、必要な事項及びブロック会の運営に必要な事項を定める。

(組 織)

第2条 ブロック会は、一定の地域内にある町内自治組織（以下「組織」という。）をもって構成する。

2 別表1のとおり市内を10ブロックに分け、それぞれにブロック会をおく。

ただし、ブロック会は会員の要請により理事会の承認を得て再編できる。

第3条 ブロック会は、規約第4条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 組織の育成と向上発展
- (2) 組織の行う事業及び事務の連絡調整
- (3) 市及び関係機関との連絡並びに意見の交換
- (4) 各ブロック会相互間の連携
- (5) 会員の意見を集約した分科会のテーマを審議し理事会に送る。
- (6) その他、目的達成に必要な事項

(役 員)

第4条 ブロック会には、次の役員をおく。

代表幹事 1名、幹事 若干名

第5条 ブロック会の代表幹事及び幹事は、自治連の理事に就任する。

2 理事会は理事が事務局に代理出席を連絡することで代理出席者に権限移譲できる。

(会 議)

第6条 幹事会は、会務の企画及び執行にあたる。

(経 理)

第7条 ブロック会の経費は、自治連が一部を助成する。

第8条 この内規に定めなき事項に関しては、規約を準用するものとする。

付 則

この内規は、昭和48年 7月 9日から実施する。

昭和52年 8月11日改正

昭和58年 5月16日改正

平成 2年 6月11日改正

平成11年 7月12日改正

平成30年 6月25日改正

令和3年度 役員

(任期：令和2年度総会承認後から2年間)

□令和2年度 役員名簿

[会 長]	助 野 光 男	(精道町自治会)
[副 会 長]	高 橋 洋 一	(業平町自治会)
[副 会 長]	香 川 清 和	(潮見町南地区自治会)
[書 記]	井 上 哲 夫	(浜風南自治会)
[会 計]	廣 瀬 雅 宣	(奥池町自治会)
[監 査]	秋 山 清	(春日町自治会)
[監 査]	竹 内 安 幸	(東山町自治会)
[顧 問]	植 田 勝 博	(潮見町南地区自治会)
[幹 事]	公 募	(若干名)

[理 事]

ブロック	氏 名	組 織 名
1 ブロック	天 井 裕 一 樋 口 勝 紀	月若町内会 西山町自治会
2 Aブロック	廣 瀬 雅 宣 中 西 雄一郎	奥池町自治会 芦屋ハイランド自治会
2 Bブロック	竹 内 安 幸	東山町自治会
2 Cブロック	小 坂 博 一	大原町自治会
4 ブロック	浦 野 忠 昭 伊 丹 秀 幸	六麓荘町町内会 翠ヶ丘町自治会
5 ブロック	秋 山 清	春日町自治会
6 Aブロック	高 橋 洋 一 助 野 光 男	業平町自治会 精道町自治会
6 Bブロック	田 中 隆 夫 吉 野 哲 夫	川西町自治会 津知町自治会
7 ブロック	未 定	未 定
8 ブロック	段 谷 泰 孝 鈴 木 義 彦	西藏町自治会 南宮町自治会
9 Aブロック	大 永 順 一 未 定	高浜公社住民自治会 未 定
9 Bブロック	足 立 裕 一 香 川 清 和	若葉町七番自治会 潮見町南地区自治会
10 ブロック	辻 義 道	市営南芦屋浜団地自治会

令和3年度 芦屋市自治会連合会 ブロック会一覧表(令和3年7月31日現在)

ブロック	町内自治組織	ブロック	町内自治組織
1	西山町自治会	7	平田町自治会
	山芦屋町自治会		浜芦屋町自治会
	三条町自治会		松浜町自治会
	三条町いぬい会		松浜ハイツ管理組合
	月若町内会		竹園町自治会
	西芦屋町町内会		呉川町町内会
	三条南町自治会		伊勢町自治会
2A	奥池町自治会	8	西藏町自治会
	芦屋ハイランド自治会		浜町自治会
2B	朝日プラザ芦屋山手1番館自治会		南宮町自治会
	東山町自治会		東南会
	山手町町内会	9A	浜風(3)住宅団地管理組合
	東芦屋町自治会		浜風四住宅管理組合
2C	松ノ内町会		浜風第五住宅管理組合
	船戸町自治会		浜風町1街区自治会
	大原町自治会		浜風南自治会
	ラポルテ東館住宅自治会		アステム芦屋C棟管理組合
4	六麓荘町町内会		アステム芦屋D棟自治会
	朝日ヶ丘町自治会		高浜2番自治会
	岩園町自治会		芦屋高浜松韻の街自治会
	翠ヶ丘町自治会		高浜公社住民自治会
	親王塚町会		高浜町八街区自治会
	楠町自治会		芦屋浜第一住宅自治会
5	春日町自治会		高浜町1番住宅自治会
	打出小槌町自治会		新浜住宅管理組合
	若宮町自治会	9B	アステム芦屋A B棟管理組合
	打出町自治会		若葉町公社住宅自治会
6A	業平町自治会		芦屋浜第二住宅管理組合
	公光町自治会		若葉町七番自治会
	茶屋之町自治会		緑(1)住宅管理組合
	大榑町自治会		芦屋緑(2)住宅管理組合
	宮塚町自治会		緑(4)住宅管理組合
	精道町自治会		緑町西地区自治会
	宮川町自治会		潮見町南地区自治会
6B	清水町自治会	10	市営南芦屋浜団地自治会
	前田町自治会		エスリード芦屋陽光町管理組合
	津知町自治会		陽光町6番自治会
	川西町自治会		海洋町1街区自治会
	平田北町自治会		南浜町1街区自治会
			芦屋海岸通自治会
			マリナージュ芦屋管理組合
			涼風町自治会
		合計 81 団体	

芦屋市自治会連合会

事務局

〒659-8501 芦屋市精道町7番6号

芦屋市企画部市民参画・協働推進室内

TEL 0797-38-2007

FAX 0797-38-2004